

議事録 概要

| | |
|------------------|--|
| 1 会議名 | 2021年度 第3回 明石市社会福祉審議会 |
| 2 開催日時 | 2022年（令和4年）2月7日（金曜日）13時00分～14時30分 |
| 3 開催場所 | あかしこども広場 多目的ルーム |
| 4 出席者 | 審議会委員（27人中23人（内、会場出席14人）） |
| 5 次第 | <ol style="list-style-type: none">1 開会2 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 明石市第4次地域福祉計画について(2) （仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例について(3) 明石市こども総合支援条例の一部改正について3 明石市の福祉・こども関係重点施策の説明<ol style="list-style-type: none">(1) 各専門分科会の活動報告(2) 明石市の福祉・こども関係重点施策4 その他5 閉会 |
| 6 配付資料等一覧 | <ul style="list-style-type: none">・ 会議次第・ 委員名簿・ 座席図・ 議題 資料・ 明石市の福祉・こども関係重点施策の説明 資料 |
| 7 会議の全部内容または進行記録 | <p>詳細については別紙参照</p> |

議事録 内容記録

| | |
|---------|--|
| 司会 | <p>1 開会 (13時00分)</p> <p>本会議は委員27名のうち、出席委員13名、書面による意見表明9名と過半数を超える22名の参加をいただいております。明石市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に定める会議の成立要件を満たしておりますことをご報告します。</p> <p style="text-align: center;">－ (報告後1名出席により) 参加 委員23名 －</p> <p>会議に先立ち、理事兼福祉局長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 理事兼福祉局長 | <p>本日はご多忙の中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう中でございますが、福祉にとりましては大変重要な審議会でございますことから、開催をさせていただいております。感染対策をしっかりと行い進行させていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は前回の本審議会に引き続きまして、様々な福祉施策の総合的な方向性を示す地域福祉計画について、認知症条例、そしてこども総合支援条例につきましてもご審議をいただきます。いずれも本日を最終の議論とし、3月の市議会に報告及び上程してまいりますので、様々なお立場からご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、最後に報告事項になりますが、明石商業高等学校福祉科の創設につきましても、SDGs 未来安心都市を掲げる明石市にとりましては、こどもたちの未来のため、そして福祉の推進のために実現していくべき重要な課題でございます。こちらもぜひご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が落ち着く日を望んでおりますけれども、落ち着いたとしても、その後に生活困窮ですとか孤独・孤立、高齢者等の心身機能の低下など様々な課題がございます。福祉といたしましても予防活動や支援に努めてまいりますので、今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、様々な感染症が流行しております。本日までご参加いただいております皆様もどうぞご自愛いただきまして、益々のご活躍をお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>司会</p> | <p>議事に先立ちまして、本日は3点、追加資料を配布させていただいております。一つ目は本会議の座席図、もう一つは本日の議題に際し委員9名の方より書面でいただいた意見を集約した資料、最後に資料の差し替えでございます。</p> <p>それでは早速ではございますが議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、阪田委員長よりお願いいたします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>委員長の阪田でございます。社会福祉審議会ということで本日は重要な議題がたくさんございます。こうしてみなさんお集まりいただいて審議できるという状況になりますので、忌憚のないご意見を頂戴出来ればと考えております。どうぞご協力のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>2 議題 (1) 明石市第4次地域福祉計画について</p> |
| <p>委員長</p> | <p>それでは議題に移らせていただきます。1点目の明石市第4次地域福祉計画について所管部署より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p style="text-align: center;">－ 資料に基づき、市担当部署より説明 －</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ご説明ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料8ページ、災害時の要援護者、避難行動要支援者支援の拡大に関連して、避難行動要支援者というのが知的障害の場合、自治体によりB判定になっているところもありますが、明石市ではA判定が対象になっていると思うのですが、A判定に限定されているのであれば、A・Bの判定に関わらず実際の本人の状況を勘案して、できるだけ拡大というか本人の希望も考慮した形の対象になるような、柔軟な運用をお願いしたいと思います。</p> <p>明石市の現状の対象者はA判定だけでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>名簿の記載対象という形ではご指摘のとおりですが、避難行動要支援者の個別支援計画作成の取組を進めていく中で、災害時に実際に配慮が必要になる方が名簿の対象者だけではないということは、課題として認識しているところでございます。個別支援計画の作成の拡大を続けていく中で、ご意見をいただきながら、柔軟に対応できるような形を考えていきたいと思っております。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございました。他にございますでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>前回の審議会では書面で提出した意見等を修正していただいてありがとうございました。</p> <p>まず 37 ページの重層的支援体制の構築というところですが、重層的支援体制と包括的支援体制がごっちゃになっているのではないのでしょうか。厚労省から、包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業について資料が出されており、重層的支援体制整備事業を行うにあたり社会福祉法第 106 条の 3 における地域づくり、住民と協同することの留意点を述べているが、自治体担当者の多くは、社会福祉法第 106 条の 3 よりも重層的支援体制整備事業の 5 つの必須事業の順番にこだわり、相談支援の整備のみに関心が高く、地域づくりまで関心が及ばない傾向があるということで、重層的支援体制というのが単にその障害の窓口、それを複合的にやるところのみになっているということであり、重層的な支援体制ということは求めていません。手上げ方式であり、重層的支援体制整備事業の一環です。国が求めているのは、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年度を目処に、重度な要介護者状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を実現するということです。さらに、地域包括を進化させる全世代型の地域包括ケアシステムを 2025 年までに各市町村でつくることを目標としている。ということで、国は重層的支援体制をつくらなければならないとは言っていません。</p> <p>ということで、37 ページの施策 2 について、「重層的支援体制整備事業の推進」に置き換えた方がいいのではないかと思います。同じページには複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた、から、関係機関と連携し重層的支援体制の構築を目指します、とありますが、「重層的支援体制整備事業を推進します」に変更するということになると思います。</p> <p>重層的支援体制整備事業については、各分野別に分かれている事業を総合的一体的に運営する財政的措置という一番大きなねらいがあったはずですが、行政の方としてその項目をどうしていくかということも記載していただければありがたいと思います。</p> <p>次に 25 ページの施策体系について、基本目標 3 の施策 2 が重層的支援体制の構築になっていますが、これもやはり「重層的支援体制整備事業の実施（もしくは推進）」の方が間違いないと思います。</p> |

事務局

そのとなり、24 ページの基本目標 3 の最後の記載、重層的な支援体制も構築しやすくなっており、「包括的な支援体制を構築しやすさ」か「重層的な支援体制を推進しやすさ」という表現の方がいいのではないのでしょうか。

4 点目、同じページの下の基本目標 4 について、地域共生社会に向けた包括的な支援体制の推進というのは間違っていないのですが、ここに全世代型の地域包括ケアシステムをカッコ付けで入れた方が国の方のプランニングと合うのではないかと思いました。

以上、5 つを変更していただけたらと思います。

委員から、重層的支援体制整備に関してのご提案等をいただきました。

その 1 点目、国からの指摘と申しますか、包括的な相談支援事業に目がいきがちで地域づくりに意識が及んでいないという問題点のお話をいただきましたけれども、属性を問わない相談支援がベースにあって、それを踏まえて解決に導いていく過程、お話にあった地域づくりの中で、例えば参加支援というような形で地域にある様々な資源に参加していただいて、重層的な形で課題解決を図っていくという形が示されておりまして、そのあたりはしっかりと意識して地域づくりにも目を向け、力を入れてやっていきたいと思っています。

2 点目に、財政的な措置についてふれた方がいいのでは、というご意見がありました。今までこの事業については、こども、障害、介護、生活困窮という形で、それぞれの 4 つの分野ごとに国から市に対して交付金が交付されていたんですけども、重層的支援体制整備事業になりますと、分野の垣根を超えて一括した形で市におりてくるというものであります。そういった中で、分野横断的な施策が進むようにというねらいがございます。これまで、そういった分野ごとの交付金に基づいて各分野で取り組みを進めてきた経緯がございますので、まずはそういった形も意識しながら、分野間の垣根をこえた連携施策ができるように、実践しながら検討していく課題と思っています。

あと、包括的な支援体制と、重層的な支援体制というところの話があったと思いますが、包括的というと分野を束ねる、それぞれを補い合わせた 4 分野を束ねるような、包括する形での属性を問わない相談支援ということがクローズアップされてくるんですけども、重層的な支援体制の整備という中では、それぞれが連携して支援をしていく形をつくっていかねばならないと思っています。国は体制整備自体を求めているのではないというお話がありましたが、国の手上げ方式という中で、明石市は手を挙げてやっていこうとしているところです。

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>また、全世代型の地域包括ケアを最後に取り入れてはどうかという話がありました。明石市ではこれまでの高齢者を中心とした地域包括ケアの考え方を、平成30年に地域包括支援センターから地域総合支援センターに形を変えるときに、高齢者支援の包括ケアの形が、他の分野、高齢者だけでなく全世代に支援をしていくための包括的な形を醸成していくという形で推進してきたところがございますので、地域包括ケアを全世代型でやっていくということは、今までの基本的な地域支援を踏襲した形ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>表現の仕方について、重層的支援体制整備事業、体制を目指すという方がいいのか、包括的な支援をしていきますという標記がいいのか、お考えが分かれるところかもしれませんが、市としては、この重層的支援体制整備事業に手を挙げて推進をしていくということで、こう表現しているところでもありますので、この事業を推進し、この体制をつくっていくことで、地域のあらゆる世代、あらゆる課題に重層的に対応していく形ができていくというふうに捉えていただければありがたいと思います。</p> <p>行政の今までの福祉の論調が間違っている、違うというのではなくて、37ページの重層的支援体制の構築というところの表現を「重層的支援体制整備事業の推進」にした方が、社会的には理解しやすいと思います。社会福祉法第106条の3には、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と書いており、それを受け第106条の4では、「市町村は地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより重層的支援体制整備事業を行うことができる」とあり、重層的支援体制整備事業を通して2025年までに全世代型の地域包括ケアシステムを構築することを求めている。今回の原案も2025年度を計画期間として構成されると思うので、そこをしっかりと位置付けるということです。他の市町村では、重層的支援体制整備事業に手を挙げずに、その地域包括ケアシステムを目指す市町村もあるみたいですが、明石市の場合は重層的支援体制整備事業を行うのであれば、重層的支援体制の構築は手段であり、その事業により2025年度に包括化した体制をつくりましようということが目標であって、重層的支援体制をつくるのが目標ではない。ですから、ここの表現を修正した方がいいのではないかという意見なんですけれども、難しいのでしょうか。</p> |
|----|---|

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>具体的には 37 ページの施策、重層的支援体制の構築について、委員の具体的なご提案というところ、ここは「重層的支援体制整備事業の推進」の方がいいということでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>その方が、解釈上間違いがないと思います。厚労省から出されている、各市町村で間違いが多い点というのは、ここの重層的支援体制整備事業のところであり、県社会福祉協議会に確認したんですけども、その相違点はしっかり理解した上で重層的支援体制整備事業を考えていく方がいいのではないかといいました。自治体による包括的な支援体制と重層的体制整備“事業”のアプローチの違いというのを書いてあるので、あくまでも重層的支援体制整備事業は事業の一環であるというか、国が間違いを指摘しているのにも関わらず、その解釈を間違えて表現すると、周りの市町村から見て明石市が間違っていますよという形で捉えられないかなと思います。内容に関してはいいのですが、表現を整理した方がいいのではないかといいのが、私の意見です。ご検討のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>事業名として、重層的な支援体制整備事業の推進の方が、ということですが、国からもこの事業の姿が示されています。市としてもその姿に乗っかりながら、包括的な重層的な支援体制ができるよということを進めていくのですが、まるごと国から示されている通りというのではなくて、そこも踏まえつつ、地域の実情、明石市の状況に応じた対応や運用が出てくるという中では、重層的な支援体制の構築という施策名がいいのではないかと思います、こういう形をとらせていただいているという状況でございます。</p> |
| 委員 | <p>社会福祉協議会で今日の午前中に検討した結果、地域福祉活動計画では重層的支援体制整備事業として捉えていくという話になり、計画の文面を若干変えるような形で修正が入ると思います。地域福祉活動計画については地域福祉計画とのすり合わせをしっかりとしていかなければならないと思いますので、そういう動きがあることだけは認識いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 委員 | <p>24 ページ、基本目標 4 のところに 8050 問題とカッコ書きで掲載されていて、それに関連して、42 ページの基本目標 4 のところに主な取組の内容</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>が列挙されているのですが、ここでも、最初の施策1のところの解説文で8050問題と書いてあります。この主な取組の内容を見ますと、ひきこもり相談支援の推進というところで8050問題と書いていたのですが、8050問題の中で特に今大きな問題となっているのが、ケアというよりも相互依存なんですけれども、50代くらいの障害を持った子どもと、80代くらいの親という家族で、どちらをケアしないといけないのか分からないような中で、相互依存という形で離れられなくなるという状況が今進んでいます。それが周辺で多くなってきて、あと5年ぐらいしたらどうなるのだろうか、どちらかという親が先に死ぬと思うんですけれども、そうなったときに取り残される障害者、特に知的障害者が多くなります。相互依存かつ相互ケアというか、経済的な依存や生活面の依存の両方があるんですが、その問題がここではひきこもりというタイトルで書かれており、少しイメージと違いました。ひきこもりではない、障害を持った世代の家庭状況というのを、どこかに書いてもらえたらと思います。ヤングケアラーについては書いてあり、それも大きな問題なんですけれども、そういうケアというか相互依存的な状況が喫緊の課題として出てくる可能性が高いので、主な取組の内容として、ひきこもりだけではないという部分を何か考えていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>委員から8050問題の中での相互依存の形をとっている世帯へのケアという話があり、8050問題を記載しているところがひきこもりという中で、そこだけではなくて、ということでしたので、今のご提案の主旨を踏まえてそういった記述にできないか、主な取組の内容の見直しを考えたいと思います。以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。</p> |
| 委員長 | <p>特に意見がないようですので、お諮りをしたいと思います。この明石市第四次地域福祉計画について、本審議会での意見を踏まえて、原案どおり進めていただくということによろしいでしょうか。</p> |
| 委員長 | <p>特に異議がないようですので、意見を踏まえて進めていただきますようお願いいたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>(2) (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について</p> <p>それでは、次に2点目の(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について、所管部署より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p style="text-align: center;">－ 資料に基づき、市担当部署より説明 －</p> <p>また、委員から書面にて、条例の条文と条文の間を改行したほうが見やすいのではないかと、その意見をいただいております。条例自体は決まった形式があるため変更は難しいのですが、条文の見やすさ・分かりやすさの観点から市民の方々に周知する場面においては見やすい形・分かりやすい形を心がけようと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>6ページの成年後見制度の利用促進等のところで、「市は認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人（成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者～）の養成を行うものとする。」となっているのですが、市民後見人なので、ここは「者」ではなくて、できる「市民」の方が理解しやすいと思います。成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者、になると、司法書士・弁護士・社会福祉士も者に入るので、ここの表現は「者」じゃなくて「市民」の方が、より市民後見人という意味合いが強く、適正に行うことができる市民として家庭裁判所が選任するもの、の方が理解しやすいと思いますので、その修正があればいいのではないかと思います。以上です。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>ご指摘ありがとうございます。条例上、ここだけ「市民」という形にすると、他の条文上も市民に関わる場所がございますので、「者」で統一させていただきたいと考えております。後見支援人等、市民の養成につきましては、まずは認知症サポーターなど広く理解を深めていただき、成年後見支援人等にステップアップしていく仕組みを進めていきたいと思っておりますので、そこを含めてよろしく願いいたします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>委員長</p> | <p style="text-align: center;">－ 質問なし －</p> <p>特に意見がないようですので、お諮りをしたいと思います。この（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について、本審議会での意見を踏まえて原案どおり進めていただくということによろしいでしょうか。</p> |
| <p>委員長</p> | <p style="text-align: center;">－ 異議なし －</p> <p>異議がございませんので、原案どおり進めていただきますよう、お願いいたします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>(3) 明石市子ども総合支援条例の一部改正について</p> <p>それでは、次に3点目の明石市子ども総合支援樹齢の一部改正について、所管部署より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p style="text-align: center;">－ 資料に基づき、市担当部署より説明 －</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。はい、どうぞ。</p> |
| <p>委員</p> | <p>1 ページの改正の概要、第 18 条の中で対価なく行うことも、とありますが、対価があればいいのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>こちらにつきましては、対価があればいいという形ではない、と考えております。ただ、条例の制定上、対価を受けて例えば 16 歳のお子さんで介護職にお仕事として就かれている方が、仕事上過度な負担を強いられているとなれば労務環境改善の問題であり、ヤングケアラーの問題ではありませんので、対価なくということで、文言を入れさせていただいております。解釈上は「職業上の対価なく」と理解することになります。</p> <p>したがって、「お小遣いをあげているからヤングケアラーにはあたらない」という主張は通らないということで解釈させていただいております。</p> |
| <p>委員</p> | <p>前回出席しておらず、その際に説明があったかと思うんですけども、第 19 条、意見表明権をはじめとする権利が不当に制限されることのないよう、というところについて、不当に制限されなければそれでいいのかと</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|--------------|---------|------------------|-------|------------|--------|---------------------|--------|--------------------|-----------|
| 事務局 | <p>いう疑問もありまして、こどもの権利条約の理念に沿っていくと、こどもの意見表明権をはじめとする権利が保障されるように、というポジティブな言い方もあるのかなと思うんですけども、あえて不当に制限することのないよう、と書かれた理由はございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。こちらについて今の観点での議論というのは、初めてになります。おっしゃるようにまず保障されることが、ポジティブであると理解しておりますが、権利制限が事実上今までされてきているということから、不当な権利制限がないようにと考えておりました。ご意見として拝聴させていただき痛いと思います。ありがとうございます。</p> | | | | | | | | | | |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。</p> | | | | | | | | | | |
| | <p style="text-align: center;">－ 質問なし －</p> | | | | | | | | | | |
| 委員長 | <p>特に意見がないようですので、お諮りをしたいと思います。明石市こども総合支援条例の一部改正について、本審議会での意見を踏まえて、原案どおり進めていただくということによろしいでしょうか。</p> | | | | | | | | | | |
| | <p style="text-align: center;">－ 異議なし －</p> | | | | | | | | | | |
| 委員長 | <p>異議がないようですので、原案どおり進めていただきますよう、お願いいたします。議題につきましては、以上です。</p> | | | | | | | | | | |
| | <p>3 報告事項</p> | | | | | | | | | | |
| 委員長 | <p>(1) 各専門分科会の活動報告</p> <p>続きまして、次第3報告事項に移ります。1点目の各専門分科会の活動報告につきまして、各所管部署よりご報告をお願いします。</p> | | | | | | | | | | |
| 事務局 | <p style="text-align: center;">－ 資料に基づき、市担当部署より説明 －</p> <p style="text-align: center;">〔各専門分科会の2021年度（令和3年度）活動報告〕</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>●民生委員審査専門分科会</td> <td>地域共生社会室</td> </tr> <tr> <td>●障害者福祉専門分科会 審査部会</td> <td>生活支援室</td> </tr> <tr> <td>●児童福祉専門分科会</td> <td>こども育成室</td> </tr> <tr> <td>●児童福祉専門分科会 保育所等認可部会</td> <td>こども育成室</td> </tr> <tr> <td>●児童福祉専門分科会 社会的養護部会</td> <td>明石こどもセンター</td> </tr> </table> | ●民生委員審査専門分科会 | 地域共生社会室 | ●障害者福祉専門分科会 審査部会 | 生活支援室 | ●児童福祉専門分科会 | こども育成室 | ●児童福祉専門分科会 保育所等認可部会 | こども育成室 | ●児童福祉専門分科会 社会的養護部会 | 明石こどもセンター |
| ●民生委員審査専門分科会 | 地域共生社会室 | | | | | | | | | | |
| ●障害者福祉専門分科会 審査部会 | 生活支援室 | | | | | | | | | | |
| ●児童福祉専門分科会 | こども育成室 | | | | | | | | | | |
| ●児童福祉専門分科会 保育所等認可部会 | こども育成室 | | | | | | | | | | |
| ●児童福祉専門分科会 社会的養護部会 | 明石こどもセンター | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| | <p>●児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会 明石こどもセンター ●高齢者福祉専門分科会 高齢者総合支援室</p> <p>※ 報告内容は資料を参照</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。報告は以上です。今年度の活動報告をしていただきましたが、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>明石市商業高校の福祉科創設について、資料に教員の確保というところがありますが、教員の中で5年間福祉を経験した者を探すのは大変なことだと思います。逆に福祉の世界には、色々な職種が入ってきています。親が介護になったから教師を辞めて福祉の世界に入ったとか、管理栄養士であって福祉のことをやりたいと言って入ってくることもあります。学校の先生の中で福祉を志す人を探すよりも、逆バージョンで福祉の中から転職したい人を探した方が早いのでは、ということが1つの提案事項です。</p> <p>それと、中学で考えて高校までというのは中途半端でして、福祉施設に来る福祉の実習生も、看護学部に行っていればそちらに行きます、福祉は辞めましたという人がいます。高校だけの福祉学科では中途半端であり、大学まで行って福祉学部へというルートが開ければ、福祉学部を志す人がいるのではないかと感じています。</p> <p>もう1点は、トライやるウィークであるとか、実習生で福祉施設に来た高校生たちは快い気持ちで、親を見てもらったから福祉を志しますということになっているのですが、実際止めているのは親であったり、就職斡旋の先生ということが多いです。</p> <p>ですから、私としては、その中に父兄代表という項目を増やして、尊い仕事であるということをお話していただきたいと思います。できれば、家族代表というような人を入れてもらいたいというのが私の意見です。</p> |
| 事務局 | <p>詳しくは後ほどご報告させていただきますが、委員のご指摘について、何点かご回答申し上げます。</p> <p>まず、学校の先生、福祉の教員の確保についてはご指摘のとおり、全国的に免許所持者が少ない状況であり、各方面に働きかけを行っていく必要があると認識しています。先ほどご提案いただいたように、福祉業界で既に働いている方の中で、実は福祉系の大学を出てそこで福祉の教員免許を取りましたという方もいらっしゃると思いますので、そういった方を見つめるなど、幅広い活動をして、色々な可能性で人材の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>あと、卒業後の進路につきましても、福祉科として教育活動を行う他校の例を見ますと、医療系や福祉系の大学に進学される生徒さんが多くいらっしゃいますので、明石商業に福祉科ができた場合も、そういった進路を選択される生徒さんが出てくるのではないかと考えております。</p> <p>現在、明石商業高校に福祉課はまだないのですが、商業科とか国際会計科という既存の学科の卒業生でも、指定校推薦という形で福祉系の大学に進学したという生徒さんもおりますので、そういった情報は今後積極的に発信して、入学者の確保に努めてまいりたいと思います。</p> <p>また、保護者の方と先生の理解ということですが、福祉業界についての理解が進んでいないということが一面としてはあるかと思っておりますので、今後福祉課ができて、入学者の確保ということでPRする中では、入学する生徒本人はもちろん、その保護者の方や学校の先生につきましても、福祉科の可能性と言いますか、進学によるメリットや将来の可能性としてこういうことがありますよ、ということを示唆して理解を進め、子どもの背中を押していただけるような形に持っていければと考えております。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">— 質問なし —</p> |
| | <p>(2) 明石市の福祉・こども関係重点施策</p> |
| 委員長 | <p>それでは、報告事項2点目の明石市の福祉・こども関係重点施策について、関係部署担当事務所よりご報告をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p style="text-align: center;">— 資料に基づき、市担当部署より説明 —</p> |
| | <p style="text-align: center;">【資料】「私立明石商業高等学校福祉科創設検討会の報告について」 (施設整備・人材育成室)</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>明石商業高校に福祉科創設ということなんですけれども、その会の座長をした立場から申し上げますと、本当に介護福祉士、福祉の現場で働く方が少ない、求められているということがあります。それから、一番大事なことは、明石商業高校で介護福祉士を養成し、明石商業高校から発信して小学校・中学校、地域の施設等との交流、ということになるので、8ページを見ていただきましたら、そういう大きな枠組みとして、明石商業高等学校</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>福祉科を創設し、福祉のまちのリーダーとなる人材の育成、更に市内の小・中学校との交流、あるいは高齢者・障害者・こどもとの交流などのボランティア活動、さらに社会人講習希望者の受け入れ等を行って、明石を福祉のまちとし、明石商業高校をひとつの核と位置付け、福祉の心を各小学校、中学校に広げていくとやがては明石市全体が福祉のまちになると、そういうあたたかい、やさしいまちをみんなで作ろう、その拠点にしよう、ということでぜひ成立していただきたいなと思っております。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございました。他にご意見がありましたら、お願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>135E ネットには、市内の福祉事業所が105事業所ほど加盟しております。その中で、実際に事業をされている方の意見を聞きますと、やはり専門的なスキルを身に着けた人材というのは少なく、福祉をやりたい、ということで入ってくる人はいるんですけど、実際はほとんどが未経験、全然違うところから来て、見よう見まねでやっているケースが多くなっています。体系的なスキルを身に着けた人を養成していくことは一つの課題であり、福祉科には中学生が手を挙げて進学してくれることがありがたいのですが、実際社会で働いている人たちがそこで再度知識を身に着けて、より高度な支援ができるような人になってまた現場に帰ってくるという地域の拠点として、単純に福祉学科ができたということではなく、福祉のまち、福祉の教育の拠点になればありがたいという意見が多数出ておりますので、これについてはぜひ、成立を積極的に進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございます。他にございませんでしょうか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">－ 質問なし －</p> |
| <p>委員長</p> | <p>4 その他</p> <p>それでは、次第4その他に移りたいと思います。</p> <p>次年度、第1回目の会議は、5月頃の開催を予定しております。</p> <p>日程につきましては、多少前後する場合も考えられるほか、新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、書面による会議とさせていただく場合もありますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議題につきましては、各専門分科会の年度報告、令和4年度の活動予定などとする予定です。その他につきましては、以上です。</p> <p>せっかくお集まりいただいている場ですので、委員の皆様から市の福祉</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>施策全般に関しまして、ご意見、ご意見等ございましたら、その他のことでも結構でございますので、よろしくお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>事務局から、1点ご提案させていただきたいと思います。今後の修正の進め方についてでございます。本日、議題につきまして、書面も含め様々な意見をいただいたところでございます。整理して、必要に応じ修正等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>当該修正内容、修正箇所につきましては時間の関係上、事務局と委員長で調整し、委員長に決定をいただきまして、あらためて各委員の皆様にお知らせしたいと考えております。したがって、議題の修正等につきましては、委員長一任という形を提案させていただきます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>色々な意見が出ましたので、文言等の修正につきまして、委員長に一任していただくということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。その他何かよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 質問なし —</p> |
| <p>委員長</p> | <p>特にないようですので、これにて終了とさせていただきます。進行を、事務局にお返しいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p style="text-align: center;">— 事務局より事務連絡 —</p> <p>5 閉会 (14時30分)</p> |